株主各位

東京都港区六本木六丁目10番1号株式会社。 全社 enish h代表取締役社長安徳孝平

第10回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第10回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席 くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2019年3月26日(火曜日)午後7時までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬具

記

- 1. 日 時 2019年3月27日(水曜日)午前10時(受付開始午前9時30分)
- 2. 場 所 東京都港区六本木六丁目10番1号

六本木ヒルズ森タワー49階 六本木アカデミーヒルズ49 タワーホール

(末尾の定時株主総会会場ご案内図をご参照ください。)

3. 目的事項

報告事項 第10期 (2018年1月1日から2018年12月31日まで) 事業報告及び計算 書類の内容報告の件

決議事項

第1号議案 定款一部変更の件

第2号議案 取締役5名選任の件

以上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

また、代理人により議決権を行使される場合は、当社の議決権を有する他の株主様1名を代理人として、その議決権を行使することが可能です。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となります。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (アドレスhttp://www.enish.jp/) に掲載させていただきます。

(提供書面)

事 業 報 告

(2018年1月1日から (2018年12月31日まで)

1. 会社の現況

- (1) 当事業年度の事業の状況
 - ① 事業の経過及び成果

当事業年度における我が国経済は、企業収益の回復や個人消費の持ち直しの動きが見られ、緩やかな景気回復基調が継続しております。

当社の主な事業領域である、モバイルゲーム事業を取り巻く環境につきましては、世界市場についてはアジアを中心にさらに成長し、グローバル化によるマネタイズ機会が拡大していく見通しであります。国内市場については一定の成熟傾向は見られるものの、その市場規模は今後も拡大する見通しであります。

このような事業環境の中、当社では当事業年度においては、『欅坂46』初となる公式ゲームアプリ「欅のキセキ」は、累計350万ダウンロードを突破し、1周年を迎えた現時点でも、AppStoreでは「4.8」、GooglePlayでは「4.5」とユーザーの皆様から高い評価をいただいております。今後も多くの皆様に楽しんでいただけるよう、リアルインセンティブの強化、コンテンツの拡充、コラボ企画等の施策を実施し、収益基盤の安定化に努めてまいります。また、サービス開始から8年目に突入したブラウザタイトル「ぼくのレストラン2」「ガルショ☆」は、新機能の追加や継続的なコラボの実施、コストコントロールにより収益水準を維持しております。よりきめ細やかな対応を図り、安定した収益水準の維持に努めてまいります。

なお、当事業年度においては、2019年のリリースに向け、自社のノウハウを生かしたオリジナルタイトル「De:Lithe ~忘却の真王と盟約の天使~」と、他社IPを生かしたタイトルの2本を鋭意開発中であり、その開発コストが計上されております。

非ゲーム事業において、ファッションレンタルサービス「EDIST. CLOSET」を運営しておりましたが、2018年12月に経営資源の選択と集中の観点から、株式会社アドベンチャーに事業譲渡いたしました。これにより、経営資源をより得意分野であるゲーム事業に集約することで、経営効率化による業績の改善と更なる企業価値向上を図ってまいります。

この結果、当事業年度の業績は、売上高は5,449百万円(前事業年度比24.3%の増加)、営業損失は716百万円、経常損失は712百万円、当期純損失は719百万円となっております。

② 設備投資の状況

当社は、開発環境の整備に対処するために、9百万円の設備投資をいたしました。設備投資の主な内容は、社員貸与を目的としたPC等の購入であります。

なお、前事業年度より、「固定資産の減損に係る会計基準」に基づき、 当社の有形無形固定資産について、当初想定していた収益と今後発生する ことが見込まれる収益に差異が生じ、減損の兆候が把握されたことから、 将来の回収可能性を慎重に検討した結果、帳簿価額を使用価値に基づいた 回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

③ 資金調達の状況

当社は、当事業年度において新株予約権の行使による増資により1,259百万円の調達を行っております。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第 7 期 (2015年12月期)	第 8 期 (2016年12月期)	第 9 期 (2017年12月期)	第 10 期 (当事業年度) (2018年12月期)
売 上 高(百万円)	5, 482	4, 970	4, 382	5, 449
経常損失(△)(百万円)	△1,004	△401	△911	△712
当期純損失(△)(百万円)	△1, 447	△340	△982	△719
1 株 当 た り (円) 当期純損失(△)	△207. 53	△45. 13	△125.99	△81.06
総 資 産(百万円)	2, 253	2, 177	1, 682	1, 874
純 資 産(百万円)	1, 619	1, 685	743	1, 306
1 株 当 た り (円) 純 資 産 額 (円)	224. 35	215. 96	89. 97	138. 53

(3) 重要な親会社及び子会社の状況 該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社が属するモバイルゲーム業界につきましては、競争環境が激化しております。

このような状況の下、当社といたしましては継続的に良質なゲームタイトルを市場に投入するとともに、ゲーム事業以外の新規事業を育成することで確固たる収益基盤を確立する必要があると考えております。

以上を踏まえ、当社としましては、以下具体的な課題に取り組んでまいります。

① 確固たる収益基盤の確立

モバイルゲーム市場は、ネイティブアプリケーションを中心に今後も世界 規模で拡大していく見通しであります。今後、当社が安定して成長するため には、確固たる収益基盤を確立する必要があり、そのためにも既存の収益基 盤の拡大に加えて新たな収益源を確保することが経営上重要な課題であると 考えております。当社では、今後の成長戦略として以下の方針を掲げており ます。

(a) IPタイトルの強化

2017年10月にリリースをした大型IPタイトル、『欅坂46』初となる公式 ゲームアプリ「欅のキセキ」の収益水準の維持はもちろんのこと、新た なIPタイトルの開発を進めることで収益基盤の拡大と安定化を目指し てまいります。

(b) オリジナルタイトルの強化

当社が創業よりブラウザゲームで培ってきた高い技術力による開発ノウハウ及びきめ細かい運営ノウハウを生かし、市場ニーズに即したオリジナルタイトルをリリースすることで収益基盤の更なる拡大を図ってまいります。

② 海外マーケット展開の強化

国内のモバイルゲーム市場は今後も拡大していく見通しでありますが、海外のモバイルゲーム市場におきましてもAppStoreやGooglePlayを通じて急速に拡大しております。当社としましては、モバイルゲーム市場における規模・成長性が大きい海外市場への参入として、まずは中国、香港、台湾、韓国等を中心としたアジア市場を中心に、現地のパブリッシャーと連携しサービス展開を積極的に取り組んでいく方針であります。

③ 優秀な人材確保と育成

当社は、市場の拡大やユーザー嗜好の多様化に迅速に対応していくため、ユーザーの嗜好性を分析、把握し、サービスの開発及び恒常的な改善を行うことができる人材の確保、育成が必要と考えております。当社としましては、社内研修の強化、福利厚生の充実を図っていくとともに、志望者を惹きつけるようなサービスを継続的にリリースしていくことで採用強化につなげたいと考えております。また、市場でのプレゼンスを高め、当社特有のサービスを通じて会社の魅力を訴求していくことも重要であると考えております。

④ サイトの安全性及び健全性の確保

当社が提供するコンテンツは、不特定多数のユーザーが登録をしていることから、ユーザーが安心して当社のサービスを利用できるように、サービスの安全性及びサイト内の健全性を確保することが、信頼性の向上につながると考えております。当社は個人情報保護や知的財産保護のためのガイドラインを設け、サイトの安全性・健全性の確保に努めており、今後も継続していく方針であります。

⑤ 継続企業の前提に関する重要事象等

当社は、前事業年度において重要な営業損失及びマイナスの営業キャッシュ・フローを計上し、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しておりました。

当事業年度において、依然営業損失及びマイナスの営業キャッシュ・フローが生じております。

以上により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しておりますが、①収益性が高いタイトルに対して優先的に開発・運営人員を配置することによる、売上の維持・拡大、②プロダクトポートフォリオの見直し及び品質管理による収益力の強化、③資金調達や資金繰りの安定化、④経費の削減に努めてまいります。なお、2019年1月7日付で発行した第三者割当による行使価額修正条項付第12回新株予約権が2019年2月22日までに5,146個行使された結果、229,990千円の資金調達をしており、財務基盤の安定化が図られております。これらの改善策を状況に応じて適切に推進していくことにより、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないと判断しております。

(5) 主要な事業内容(2018年12月31日現在)

	事	業	区	分		事	業	内	容	
Γ	エンタ	ーテイ	ンメン	ト事業	モバイル	ゲームのイ	と画・開発・	・提供		

(6) 主要な事業所 (2018年12月31日現在)

本 社	東京都港区
-----	-------

(7) 使用人の状況 (2018年12月31日現在)

事	業	区	分	使	用	人	数	前事業年度末比増減
エンタ	ーテイ	ンメン	ト事業			134	(41) 名	7名減(3名減)

- (注) 使用人数は就業員数であり、パートタイマー、契約社員、人材会社からの派遣社員は ()内に年間平均人員を外数で記載しております。
 - (8) 主要な借入先の状況 (2018年12月31日現在) 該当事項はありません。

2. 株式の状況 (2018年12月31日現在)

(1) 発行可能株式総数

12,000,000株

(2) 発行済株式の総数

9,001,600株

(3) 株主数

8,850名

(4) 大株主(上位10名)

株	Ė	=	名	持	株	数	持	株	比	率
安	徳	孝	平		827, 5	60株			g	. 19%
公	文	善	之		827, 5	60			9	. 19
	ラスティ・` 会 社	サービス信 (信 託	託銀行 口)		359, 0	00			3	3. 98
高	島	誠	司		100, 0	00			1	. 11
日本マ 株 式	スタート 会 社	ラスト信 (信 託	託銀行口)		93, 8	00			1	. 04
	E-AC)(常有		RD AC 式会社 行)		60, 9	17			C). 67
	0000(常任作	弋理人 株式	IBOURG C会社み 部)		53, 2	60			C). 59
奥	村	陽 -	一郎		49, 5	00			C	. 54
大 和	証 券	株式	会 社		49, 2	00			C	. 54
NOMUR A/C J 野 村	A INTERI APAN FL 證 券 棹	NATIONA OW(常任 朱 式 会	L PLC 代理人 社)		46, 0	40			C). 51

(注) 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)の所有株式の内訳は、信託口5が131,000株、信託口2が82,500株、信託口が51,500株、信託口1が48,500株、信託口6が45,500株であります。

3. 新株予約権等の状況

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として 交付された新株予約権の状況

							第	3	口	新	株	予	約	権
発	行	ŕ	決	7	義	日			20	10年 5	5月14	日		
新	株	予	約	権	の	数				7, 16	66個			
新株		約権の	重の 目種 類	1 的 及	となび	る数		普通	人株式		2	86, 64	0株	
新	株 予	約	権の	発	行 価	額				無	償			
新出	株 予 糸 資 さ				: 際 し の 価	て額		新树	卡予約	権1個	固当た	り 25 F	-	
権	利	行	亍 ຢ	ii.	期	間				年 5 月 年 5 月				
主	な	行	使	の	条	件				(注) 1			
保	有者数	取 (i	生外 取	締締	と除く	役)		保有	者数			2	2名	

(注) 1. 主な新株予約権の行使の条件

- ①新株予約権者は、権利行使時においても、当社等の従業員等の地位にあることを要する。ただし、新株予約権を行使することができる期間に退任または退職した従業員等については、退任または退職後3ヶ月を経過するまでの間に限り新株予約権を行使することができるものとする。また、新株予約権者が社外協力者として認定された地位に該当しなくなった場合においては、当社取締役会において特に認めた場合には、当社取締役会の決定に従い新株予約権を行使することができるものとする。
- ②新株予約権者は、以下の区分に従い計算された数を上限として、割当された権利の 一部または全部を行使することができる。 (ただし、計算の結果生じる1個未満の 端数については、これを切り捨てるものとする。)
 - (i) 割当日後、2年を経過した日以降、3年を経過する日の前日までの期間に おいては、割当された権利の数に2分の1を乗じた数
 - (ii) 割当日後、3年を経過した日以降、4年を経過する日の前日までの期間に おいては、割当された権利の数に4分の3を乗じた数
 - (iii) 割当日後、4年を経過した日以降、8年を経過する日までの期間においては、割当された権利の数に4分の4を乗じた数
- 2. 当社は、2012年9月11日付で普通株式1株につき20株の株式分割を、また2013年10月 1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。上表の「新株予約権の 目的となる株式の種類及び数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」 は、調整後の内容となっております。

							第	5	口	新	株	予	約	権
発	行	ŕ	決	請	義	日			20	11年6	5月30	日		
新	株	予	約	権	0	数				38	個			
新株		約権の	重の 目 種 類		となび	る数		普通	種株式			1, 52	0株	
新	株 予	約	権の	発	行 価	額				無	償			
新出	株 予 糸 資 さ	り権れ	の 行 る 財	使 産	. 際 し の 価	て額		新杉	未予約	権1個	固当た	b 124	円	
権	利	行.	亍 偵	i .	期	間				年9月 年9月				
主	な	行	使	0)	条	件				(注) 1			
保	有者数	取 (i	土外 取	締締	と除く	役)		保有	す者数			1	1名	

- (注) 1. 主な新株予約権の行使の条件
 - ①新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役または従業員であることを要する。ただし、新株予約権を行使することができる期間に退任または退職した取締役または従業員については、退任または退職後3ヶ月を経過するまでの間に限り新株予約権を行使することができるものとする。
 - ②新株予約権者は、以下の区分に従い計算された数を上限として、割当てられた権利 の一部または全部を行使することができる。(ただし、計算の結果生じる1個未満 の端数については、これを切り捨てるものとする。)
 - (i) 割当日後、2年を経過した日以降、3年を経過する日の前日までの期間に おいては、割当された権利の数に2分の1を乗じた数
 - (ii) 割当日後、3年を経過した日以降、4年を経過する日の前日までの期間においては、割当された権利の数に4分の3を乗じた数
 - (iii) 割当日後、4年を経過した日以降、8年を経過する日までの期間において は、割当された権利の数に4分の4を乗じた数
 - 2. 当社は、2012年9月11日付で普通株式1株につき20株の株式分割を、また2013年10月 1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。上表の「新株予約権の 目的となる株式の種類及び数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」 は、調整後の内容となっております。

	第 6 回 新 株 予	約 権
発 行 決 議 日	2014年12月16日	
新株予約権の数	1,470個	
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式 147,00	0株
新株予約権の発行価額	500円	
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり1,6	15円
権利行使期間	2016年4月1日から 2023年1月6日まで	
主な行使の条件	(注)	
取 締 名 (社外取締役除く)	保有者数 3	3名
社 外 監 查 名	保有者数 1	1名

(注) 主な新株予約権の行使の条件

- ①新株予約権者は、2015年12月期から2021年12月期までのいずれかの期において、当社の営業利益が20億円を超過した場合、当該営業利益の水準を最初に充たした期の有価証券報告書の提出日の翌月1日から権利行使期間の末日までに行使することができる。
- ②上記①における営業利益の判定においては、当社の有価証券報告書に記載される連結損益計算書(連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書)における営業利益を参照するものとし、適用される会計基準の変更等により参照すべき営業利益の計算に用いる各指標の概念に重要な変更があった場合には、当社は合理的な範囲内において、別途参照すべき適正な指標及び数値を取締役会にて定めるものとする。
- ③新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社 の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、退任または退職した 取締役、監査役または従業員については、退任または退職後3ヶ月を経過するまで の間に限り本新株予約権を行使することができるものとする。
- ④上記③にかかわらず、新株予約権者が死亡した場合には、その死亡時において本人が行使しうる本新株予約権の数を上限として6ヶ月以内(ただし、行使期間の末日までとする。)に限り相続人の行使を認める。ただし、当社取締役会の承認を得ることを条件とする。
- ⑤本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式 数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ⑥各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
- ⑦新株予約権者が当社との間に締結する新株予約権割当契約に違反した場合には行使できないものとする。

							第	8	口	新	株	予	約	権
発	行	ŕ	決	請	義	日			20	17年 3	3月29	日		
新	株	予	約	権	の	数				990)個			
新株		約権の	重の 厚種 類		となび	る数		普通	人株式			99, 00	0株	
新	株 予	約	権の	発	行 価	額				無	償			
新出	株 予 糸 資 さ	り権れ	の 行 る 財	使 産	. 際 し の 価	て額		新枝	卡予約	権1個	固当た	り 100	円	
権	利	行	亍 ຢ	ŧ	期	間				年4月 年4月				
主	な	行	使	の	条	件				(注	主)			
保	有者数	取 (i	生外 取	締領締	と除く	役)		保有	者数			3	3名	

(注) 主な新株予約権の行使の条件

- ①新株予約権者は、当社が金融商品取引法に基づいて本新株予約権の割当日以降に提出する有価証券報告書に記載された連結損益計算書(連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書。)、または四半期報告書に記載された連結四半期損益計算書(四半期報告書における四半期損益計算書についても同様。)において、営業利益を計上した場合に、営業利益を最初に計上した期の有価証券報告書、または四半期の四半期報告書の提出日の翌月1日から2027年4月12日までに、本新株予約権を行使することができる。なお、適用される会計基準の変更等により参照すべき営業利益の計算に用いる各指標の概念に重要な変更があった場合には、当社は合理的な範囲内において、別途参照すべき適正な指標及び数値を取締役会にて定めるものとする。
- ②新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時において、当社または当社関係会社の 取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、 定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- ③上記①及び②に加えて、新株予約権者は、以下の区分に従って、本新株予約権の全部または一部を行使することができる。なお、行使可能となる本新株予約権の数に1未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。
 - ア. 2017年4月13日から2018年4月12日までは、割当てられた本新株予約権の25% を上限として行使することができる。
 - イ. 2018年4月13日から2019年4月12日までは、割当てられた本新株予約権の50%を上限として行使することができる(前記アにおいて行使することが可能となっている25%を含む。)。
 - ウ. 2019年4月13日から2020年4月12日までは、割当てられた本新株予約権の75%を上限として行使することができる(前記イにおいて行使することが可能となっている50%を含む。)。
 - エ. 2020年4月13日から2027年4月12日までは、割当てられた本新株予約権のすべてについて行使することができる。

- ④新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができるものとする。
- ⑤本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能 株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはでき ない。
- ⑥各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

4. 会社役員の状況

(1) 取締役及び監査役の状況 (2018年12月31日現在)

地	位	氏	名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締	行役 社長	安徳	孝 平	
取締役勢	行役員	公 文	善之	プロダクト本部長
取締役勢	行役員	高木	和 成	管理本部長
取締役勢	行役員	川平	一人	技術本部長
取 締	6 役	公 文	俊平	多摩大学情報社会学研究所長
常勤監	査 役	志村	直幸	公認会計士志村直幸事務所所長 ファロス税理士法人社員
監查	E 役	吉羽	真一郎	潮見坂綜合法律事務所パートナー ウォンテッドリー株式会社社外取締役 株式会社スタジオアタオ社外取締役
監查	E 役	安 川	新一郎	グレートジャーニー合同会社代表社員

- (注) 1. 取締役 公文俊平は、社外取締役であります。当社は、取締役 公文俊平を東京証券取 引所の定めに基づく独立役員として指定し、届け出ております。
 - 2. 常勤監査役 志村直幸、監査役 吉羽真一郎及び監査役 安川新一郎は、社外監査役であります。当社は、常勤監査役 志村直幸を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、届け出ております。
 - 3. 常勤監査役 志村直幸は、公認会計士・税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

(2) 事業年度中に退任した取締役及び監査役

地		位	E	£	名	退任時の地位・担当及 び重要な兼職の状況	退	任	日
監	查	役	佐	藤	完	社外監査役	20184	年5月2	5日

(注) 監査役 佐藤完は逝去による退任であります。

(3) 取締役及び監査役の報酬等

(当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の総額)

区						分	員	数	報酬等の額
取 (う	ち	社	締外	取	締	役 役)		5名 (1名)	96, 024千円 (6, 000千円)
監(う	ち	社	查外	監	查	役 役)		4名 (4名)	13,000千円 (13,000千円)
合						計		9名 (5名)	109,024千円 (19,000千円)

- (注) 1. 2011年6月30日開催の臨時株主総会において、取締役の報酬限度額は年額2億5千万円以内、監査役の報酬限度額は年額5千万円以内と決議されており、かかる報酬限度額内において、各役員の職務の内容、職位及び実績・成果等を勘案して報酬額を決定しております。
 - 2. 監査役の報酬等の額には、2018年5月25日をもって退任した佐藤完の在任中の報酬等 の額が含まれております。

(4) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

地		位	迅	1	4	各	兼職先の法人等	兼職の内容
取	締	役	公	文	俊	平	多摩大学	情報社会学 研究所長
-	小監	: %TL	志	村	直	幸	公認会計士志村直幸事務所	所長
市多	1 監 重	17	心	ፈብ	但.	+	ファロス税理士法人	社員
							潮見坂綜合法律事務所	パートナー
監	查	役	吉	羽	真-	一郎	ウォンテッドリー株式会社	社外取締役
							株式会社スタジオアタオ	社外取締役
監	查	役	安	Щ	新-	一郎	グレートジャーニー合同会社	代表社員

- (注) 1. 当社と多摩大学との間に特別な関係はありません。
 - 2. 当社と公認会計士志村直幸事務所、ファロス税理士法人との間に特別な関係はありません。
 - 3. 当社と潮見坂綜合法律事務所、ウォンテッドリー株式会社、株式会社スタジオアタオとの間に特別な関係はありません。
 - 4. 当社とグレートジャーニー合同会社との間に特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

地	位	氏	. 17	ź	名	出席状況及び発言状況
取	締 役	公	文	俊	平	当事業年度開催の取締役会14回中11回出席し、情報社会学の専門的見地から適宜発言を行っております。
常勤	監査役	志	村	直	幸	当事業年度開催の取締役会14回すべてに出席、監査役会13回すべてに出席し、公認会計士としての専門的見地から適宜発言を行っております。
監	査 役	吉	羽	真-	一郎	当事業年度開催の取締役会14回すべてに出席、監査役会13回すべてに出席し、弁護士としての専門的見地から適宜発言を行っております。
監	査 役	佐	藤		完	当事業年度において2018年5月退任までに開催された取締役会6回中1回出席、監査役会6回中1回出席し、企業経営に関する高度な見識と経験から適宜発言を行っております。
監	査 役	安	Л	新-	一郎	当事業年度開催の取締役会14回中12回出席、監査 役会13回中11回出席し、IT分野における幅広い経 験から適宜発言を行っております。

(5) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項に基づき、社外取締役及び各社外監査役との間に同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。 当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令の定める最低責任限度額としております。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称

東邦監査法人

(注)当社の会計監査人であった新日本有限責任監査法人 (現:EY新日本有限責任監査法人) は、2018年3月28日開催の第9回定時株主総会終結の時をもって退任いたしました。

(2) 報酬等の額

	報	酬	等	の	額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額				16,	200千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額				16,	200千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法 に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できません ので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しており ます。
 - 2. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」 を踏まえ、監査計画における監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と 実績の状況を確認し、報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等 につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その必要がある と判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、 取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保 するための体制
 - ①取締役及び従業員の職務の執行が、法令及び定款に適合し、企業倫理 を遵守することで、社会的責任を果たすため、「行動規範」「コンプ ライアンス規程」等社内諸規程の整備と周知徹底を図ります。
 - ②管理本部担当取締役を法令等遵守体制の整備にかかる責任者として、 法令等遵守にかかる規程・マニュアルその他の関連規程の整備を行う とともに、法令等遵守にかかる教育啓蒙の実施、内部通報制度の整備 等、法令等遵守体制の充実に努めます。
 - ③内部監査部門は、「内部監査規程」に基づき、法令、定款及び社内諸 規程の遵守状況並びに職務の執行の手続及び内容の妥当性等を定期的 に監査し、法令等遵守体制の改善に寄与します。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ①取締役の職務の執行に係る情報は、「文書管理規程」その他関連規程 に従い、文書または電磁的媒体に記録し、適切に保存及び管理を行い ます。
- ②取締役及び監査役は、常時、これらの文書等を閲覧できるものとします。

- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ①「リスク管理規程」を制定し、潜在リスク及び顕在リスク情報に対する迅速かつ適切な措置を講ずる体制の構築を進めます。
 - ②リスクに関する情報を入手したときは、正確、かつ迅速に取締役会ま たは経営会議にて共有し、リスクの把握と分析並びに対応策について 検討します。
 - ③不測の事態が生じた場合には、代表取締役社長を統括責任者とする対策委員会を設置し、迅速かつ的確な対応を行い、損害の拡大を防止する体制を整えます。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ①取締役会は月1回定期的に開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、 機動的な意思決定を行います。
 - ②取締役会のもとに毎週開催される経営会議を設置し、取締役会の意思 決定に資するとともに、業務執行状況の報告を行います。
 - ③業務執行においては、「組織規程」及び「職務権限規程」等社内諸規程に基づき権限委譲と責任の明確化を図ることで、担当する部門における職務執行の効率性を高めます。
- (5) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項 管理本部所属の使用人が、監査役の求めに応じて監査役の職務を補助するものとします。
- (6) 監査役を補助する使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する監査役の指示の実効性に関する事項
 - ①監査役は、監査役を補助する管理本部所属の使用人に監査業務に必要 な事項を指示することができます。
 - ②前号の指示を受けた使用人はその指示に関して、取締役の指揮命令は 受けないものとし、また、監査役を補助する管理本部所属の使用人の 人事考課については、事前に監査役の同意を得るものとします。

- (7) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への 報告に関する体制
 - ①監査役は、重要な意思決定のプロセスや業務執行状況を把握するため、 重要な会議に出席し、必要に応じ重要な文書を閲覧し、取締役及び使 用人にその説明を求めることができます。
 - ②取締役及び使用人は、監査役の求めに応じて速やかに業務執行状況を 報告します。
 - ③取締役及び使用人は、監査役に対し、当社に重要な影響を与える事項、 内部監査の実施状況、社内通報制度の通報内容等を速やかに報告する 体制を整えます。
- (8) 監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱 いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査役へ報告を行った当社の取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を社内規程に定め、当社の取締役及び使用人に周知徹底します。

(9) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の遂行について生じる費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の遂行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理します。

- (10) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - ①監査役は、代表取締役社長及び内部監査部門と定期的に意見交換を行います。
 - ②監査役は会計監査人から定期的に監査の状況報告を受けることで監査 の有効性、効率性を高めます。
 - ③監査役が必要と認める場合には、弁護士や公認会計士等の専門家との 連絡が行える体制を構築します。

(11) 財務報告の信頼性を確保するための体制

- ①信頼性のある財務報告を作成することが重要であることから「財務報告に係る内部統制基本方針」を整備し、周知徹底を図ります。
- ②財務報告の作成過程において、虚偽記載及び誤謬が生じないよう実効 性のある統制環境体制の整備及び運用を行います。

(12) 反社会的勢力を排除するための体制

- ①反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨むとともに、一切の関係を遮断します。
- ②管理本部を反社会的勢力対応部署とし、情報の一元管理を行うととも に、すべての使用人に「反社会的勢力等対応マニュアル」の周知徹底 を行い、組織的に違法行為・不当要求へ対処します。

(13) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

会社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

内部統制については、基本方針に基づき、体制の構築と運用が確実に行われるように努めており、必要に応じて体制の見直しを行っております。また、財務報告の内部統制については、当社の全社統制及び業務プロセスの整備と運用状況の評価を実施いたしました。前年度の評価範囲について実質的な変更はありませんが、有効性は勿論、効率面にも注力し、整備と運用の改善を今後とも進めてまいります。

貸借対照表

(2018年12月31日現在)

(単位:千円)

科目	金 額	科目	金 額
(資産の部)		(負 債 の 部)	
		流 動 負 債	516, 046
流 動 資 産	1, 618, 299	買 掛 金	205, 476
		リース債務	893
現金及び預金	1, 029, 319	未 払 金	95, 536
		未 払 費 用	38, 272
売 掛 金	463, 137	未 払 法 人 税 等	20, 666
		前 受 金	91, 477
前 払 費 用	121, 188	預 り 金	13, 257
7 0 16	4.054	そ の 他	50, 464
そ の 他	4, 654	固 定 負 債	51, 599
 固定資産	255, 748	リース債務	1, 564
	200, 140	資 産 除 去 債 務	50, 035
投資その他の資産	255, 748	負 債 合 計	567, 645
大 質 こ り 直 り 員 庄	200, 110	(純 資 産 の 部)	
投資有価証券	90	株 主 資 本	1, 246, 960
22 27 11 Ilmi km 24		資 本 金	1,801,370
関係会社株式	0	資 本 剰 余 金	1, 800, 370
		資 本 準 備 金	1, 800, 370
関係会社長期貸付金	10,000	利 益 剰 余 金	△2, 354, 780
		その他利益剰余金	△2, 354, 780
敷金及び保証金	241, 757	繰越利益剰余金	△2, 354, 780
		新 株 予 約 権	59, 442
長期前払費用	3, 901	純 資 産 合 計	1, 306, 402
資 産 合 計	1, 874, 048	負 債 純 資 産 合 計	1, 874, 048

損益計算書

(2018年1月1日から 2018年12月31日まで)

(単位:千円)

和	ŀ	目		金	額
売	上	高			5, 449, 018
売	上 原	価			5, 271, 060
売	上 総	利	益		177, 957
販売費	及び一般智	遭 費			894, 298
営	業損失	· (△)		△716, 340
営	業 外 収	益			
受	取	利	息	11	
還	付 消	費税	等	8, 906	
そ	0)		他	910	9, 828
営	業 外 費	用			
支	払	利	息	835	
為	替	差	損	336	
株	式 交	付	費	4, 867	
そ	0)		他	120	6, 160
経	常損失	· (△)		△712, 671
特	別利	益			
固	定資産	売 却	益	5,000	5, 000
特	別損	失			
減	損	損	失	9, 136	9, 136
税引	前当期純	損失(∠	7)		△716, 808
法人	税、住民利	. 及び事	業 税	2, 291	2, 291
当	期 純 損	失 (△)		△719, 099

株主資本等変動計算書

(2018年1月1日から 2018年12月31日まで)

(単位: 千円)

								十一元 ・ 1 1 17
		株 主 資 本						
		資本乗	資本剰余金		利益剰余金			
	資本金	資本準備金	資本剰余金 合 計	その他利益剰余金	利益剰余金	株主資本合計	新 株 予約権	純 資 産 計
			LI PI	繰越利益剰余金				
当 期 首 残 高	1, 169, 245	1, 168, 295	1, 168, 295	△1, 635, 680	△1, 635, 680	701, 910	41, 301	743, 211
当 期 変 動 額								
新 株 の 発 行 (新株予約権の行 使)	632, 074	632, 074	632, 074			1, 264, 149		1, 264, 149
当期純損失(△)				△719, 099	△719, 099	△719, 099		△719, 099
株主資本以外の項目の当期 変 動 額 (純 額)							18, 140	18, 140
当期変動額合計	632, 074	632, 074	632, 074	△719, 099	△719, 099	545, 049	18, 140	563, 190
当 期 末 残 高	1, 801, 370	1, 800, 370	1, 800, 370	△2, 354, 780	△2, 354, 780	1, 246, 960	59, 442	1, 306, 402

個別注記表

- 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記
 - (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
 - ① 子会社株式 移動平均法による原価法を採用しております。
 - ② その他有価証券 時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。
 - (2) たな卸資産の会計方針

評価基準は原価法(収益性の低下による簿価切り下げの方法)によっております。

商品 レンタル用商品については、レンタル期間(3~6か月)で 定額償却をしております。

- (3) 固定資産の減価償却の方法
 - ① 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。

ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物に 係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 15年 工具、器具及び備品 4~20年

工具、器具及び備品 4~20年 ② 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間 $(2 \sim 5$ 年)に基づいております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用して おります。 (4) 繰延資産の処理方法 株式交付費

支出時に全額費用として処理しております。

(5) 引当金の計上基準 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率等により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

- (6) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項 消費税等の会計処理 税抜方式を採用しております。
- 2. 会計方針の変更に関する注記 該当事項はありません。
- 3. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 106,606千円

(2) 関係会社に対する金銭債務 関係会社に対する短期金銭債務

6.917千円

- 4. 損益計算書に関する注記
 - (1) 関係会社との取引高

売上原価

57.947千円

(2) 減損損失

当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を 計上しました。

場所	用途	種類	減損損失
本社 (東京都港区)	事業所用設備	工具、器具及び備品 ソフトウエア	4,971千円 4,165千円

当社は、単一事業である事業セグメントを基礎としてグルーピングを行っております。 当事業年度において、「固定資産の減損に係る会計基準」に基づき、当社の有形無形固 定資産について、減損の兆候が把握されたことから、将来の回収可能性を慎重に検討した 結果、帳簿価額を使用価値に基づいた回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失 (9,136千円)として計上しております。

なお、回収可能価額は使用価値により算定しておりますが、将来キャッシュ・フローの 発生が見込まれないためゼロとして算定しております。

- 5. 株主資本等変動計算書に関する注記
 - (1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当 事 業 年 度 期 首 の 株 式 数	当 事 業 年 度 増 加 株 式 数	当 事 業 年 度 減 少 株 式 数	当事業年度末の株式数
普通株式	7,801,600株	1,200,000株	—株	9,001,600株

- (注) 普通株式の発行済株式総数の増加1,200,000株は、新株予約権の行使による増加であります。
- (2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項 該当事項はありません。
- (3) 剰余金の配当に関する事項
 - ① 配当金支払額等 該当事項はありません。
 - ② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度になるもの

該当事項はありません。

(4) 当事業年度末日における新株予約権に関する事項

	第 3 回 新株予約権	第 5 回 新株予約権	第 6 回 新株予約権	第 8 回 新株予約権	第 9 回 新株予約権	第 1 1 回 新株予約権
目的となる 株式の種類	普通株式	普通株式	普通株式	普通株式	普通株式	普通株式
目的となる 株 式 の 数	286,640株	3,120株	154,000株	125, 400株	180,000株	90,000株
新株予約権 の 残 高	一千円	一千円	770千円	54,801千円	1,620千円	2,250千円

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因は繰越欠損金でありますが、全額評価性引 当金を計上しているため、計上はありません。

7. 金融商品に関する注記

- (1) 金融商品の状況に関する事項
 - ① 金融商品に対する取組方針

当社は、資金計画に基づき、必要な資金は主に自己資金で賄っております。資金運用については短期的な預金等に限定し、デリバティブ取引は行っておりません。

② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク 営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。 投資有価証券は、非上場の株式であるため、市場価格の変動リスクはあ りません。

関係会社株式は、非上場の子会社株式であるため、市場価格の変動リスクはありません。

敷金及び保証金は、主に本社オフィスの賃貸借契約に伴うものであり、 差入先の信用リスクに晒されておりますが、賃貸借契約締結に際し差入先 の信用状況を把握しております。

営業債務である買掛金、未払金は一年以内の支払期日であります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク (取引先の契約不履行等に係るリスク) の管理

当社は、営業債権について、社内規程に従い、取引先の状況を定期的に確認し、取引相手先ごとに財務状況等の悪化による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

資金調達に係る流動性リスク (支払期日に支払いを実行できなくなるリスク) の管理

当社は各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2018年12月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

			貸借対照表計上額	時	価	差	額
(1)	現金及	び預金	1,029,319千円	1, 029, 319	千円		一千円
(2)	売 掛	金	463, 137	463, 137			_
(3)	敷金及び	保証金	241, 757	232, 980		△8,	776
資産計	+		1, 734, 213	1, 725, 436		△8,	776
(4)	買 掛	金	205, 476	205, 476			_
(5)	未 払	金	95, 536	95, 536			_
負債割	+		301, 012	301, 012			_

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金 (2) 売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 敷金及び保証金

これらの時価の算定は、契約ごとに契約終了時期を合理的に算定し、その期間における国債の利率で割引いた現在価値を算定しております。

負 債

(4) 買掛金 (5) 未払金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

2. 投資有価証券(貸借対照表計上額90千円)及び関係会社株式(貸借対 照表計上額0千円)については、市場価格がなく、且つ将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困 難と認められるため上記算定対象には含めておりません。

- 8. 関連当事者との取引に関する注記 関連当事者との取引で開示すべき重要なものはありません。
- 9. 1株当たり情報に関する注記
 - (1) 1株当たり純資産額

138円53銭

(2) 1株当たり当期純損失 (△)

△81円06銭

- 10. 重要な後発事象に関する注記
 - (1) 行使価額修正条項付新株予約権の発行

当社は、2018年12月14日開催の当社取締役会において、第三者割当による 行使価額修正条項付第12回新株予約権(以下「本新株予約権」といいます。) を発行すること、及びコミットメント契約を締結することを決議し、2019年 1月7日に当該新株予約権の発行価額の総額の払込が完了いたしました。そ の概要は次のとおりであります。

- ① 新株予約権の割当日2019年1月7日
- ② 発行新株予約権数 18,000個
- ③ 発行価額 本新株予約権1個当たり580円
- ④ 当該発行による潜在株式数 潜在株式数:1,800,000株(本新株予約権1個当たり100株) 下限行使価額においても、潜在株式数は1,800,000株です。
- ⑤ 資金調達の額974.240.000円 (予定額) (注)

⑥ 行使価額及び行使価額の修正条項

当初行使価額 541円

上限行使価額はありません。

下限行使価額は325円であります。

行使価額は、本新株予約権の各行使請求の効力発生日(以下「修正日」といいます。)に、修正日の直前取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の92%に相当する金額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り上げます。)に修正されます。ただし、修正後の行使価額が下限行使価額を下回る場合には、行使下限価額を修正後の行使価額とします。

- ⑦ 募集又は割当方法 第三者割当の方法によります。
- ⑧ 割当予定先 バークレイズ・バンク・ピーエルシー
- ⑨ 本新株予約権の行使期間

2019年1月8日から2020年1月7日まで(ただし、第14項各号に従って当社が本新株予約権の全部を取得する場合には、当社による取得の効力発生日の前銀行営業日まで)とします。ただし、行使期間の最終日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日を最終日とします。

⑩ 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本 本準備金

本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とします。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とします。

- ⑪ 調達する資金の具体的な使途
 - ①2019年12月期にリリース予定のネイティブアプリケーションゲーム 2タイトルに係る開発費用及びリリース後の運営費用 500,000千円
 - ③2020年12月期以降にリリース予定のネイティブアプリケーションゲーム1タイトルに係る開発及び新規IPの取得に関する費用474.240千円

① その他

当社は、バークレイズ・バンク・ピーエルシー(以下「バークレイズ・バンク」といいます。)との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に、コミットメント条項付本第三者割当契約(以下「本第三者割当契約」といいます。)を締結いたしました。

- ・ バークレイズ・バンクによる本新株予約権の行使コミット
- 当社による本新株予約権の行使の禁止
- ・ 当社による対象有価証券の処分等の禁止 (ロックアップ)

なお、本第三者割当契約において、バークレイズ・バンクは、バークレイズ・バンクの親会社、子会社又は関連会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条に定める親会社、子会社及び関連会社をいいます。以下同じです。)以外の者に対して当社取締役会の承認を得ることなく本新株予約権を譲渡しないことについても合意いたしました。

(注)資金調達の額は、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額から発行諸費用の概算額を差し引いた金額です。なお、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は、当初行使価額で全ての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額であります。行使価額が修正又は調整された場合には、資金調達の額は増加又は減少します。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、資金調達の額は減少します。

(2) 新株予約権の行使による増資

当事業年度終了後、2019年2月22日までに、第三者割当による行使価額修正条項付第12回新株予約権の一部について権利行使がありました。当該新株予約権の権利行使の概況は以下のとおりです。

①行使新株予約権の数 5,146個 ②発行した株式数 514,600株 ③行使価額の総額 229,990千円

④資本金増加額116.487千円

⑤資本準備金増加額 116,487千円

(注)上記の結果、2019年2月22日現在の普通株式の発行済株式総数は9,516,200株、資本金は1,917,857千円、資本準備金は1,916,857千円となっております。

独立監査人の監査報告書

2019年3月8日

株式会社enish

取締役会 御中

東邦監査法人

定社 公認会計士 神 戸宏 明 (ED) 業務執行社員 定 社 昌 公認会計士 藤嵜 研 多 (EII) 業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社enishの2018年1月1日から2018年12月31日までの第10期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその 附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と 認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附 属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定 し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に行使価額修正条項付新株予約権の発行及び行使による増資が記載されている。 当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査報告書

当監査役会は、2018年1月1日から2018年12月31日までの第10期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

- 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容
 - (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。 (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担
 - (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。 ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況に
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(2005年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な 事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、 当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果 会計監査人東邦監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年3月4日

株式会社enish 監査役会 常勤社外監査役 村 幸 (EII) 志 直 社外監査役 (EII) 吉 沤 真一郎 社 外 監 杳 役 安 Ш 新一郎 (EII)

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

当社株式の流動性の向上及び将来の事業拡大に備えた機動的な資金調達を可能にするために、現行定款第6条(発行可能株式総数)について、発行可能株式総数を現行の12,000,000株から24,000,000株に変更するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案		
第1条~第5条 (条文省略)	第1条~第5条 (現行どおり)		
(発行可能株式総数)	(発行可能株式総数)		
第6条 当会社が発行することができ	第6条 当会社が発行することができ		
る株式の総数は、 <u>12,000,000</u>	る株式の総数は、 <u>24,000,000</u>		
株とする。	株とする。		
第7条~第45条 (条文省略)	第7条~第45条 (現行どおり)		

第2号議案 取締役5名選任の件

取締役全員(5名)は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役5名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

U 1 1	DCDCIII LI TOT	$V_{\alpha} \subset V_{\alpha} \cap V_{\alpha$	~ / o	
候補者	氏 名	略歴、当社におけ	る地位及び担当	所有する当
番号	(生年月日)	(重要な兼理	識の状況)	社の株式数
1	安徳 孝平 (1971年12月 6 日生)	2011年6月 当社取締 2011年9月 当社執行 2012年2月 当社プロ	イ・エム㈱取締役 入社 取締役就任 役就任 役員就任 グクト本部長就任	827, 560株
2	公文 善之 公文 善之 (1974年12月26 日生)	(現任) 1999年6月 ピー・ア 就任 2000年8月 ヤフー㈱ 2009年5月 当社代表 2011年6月 当社取締 2011年9月 当社プロ 就任		827, 560株

候補者	氏 名	略歴、	当社における地位及び担当	所有する当
番号	(生年月日)		(重要な兼職の状況)	社の株式数
3	高木 和成 (1968年11月13 日生)	1997年7月	ジャスコ(㈱(現イオン(㈱))入社 (㈱ソフマップ入社 総合企画室 室長	1, 480株
		2011年6月2014年3月2015年3月	当社執行役員管理本部長就任 (現任)	
4	公文 俊平 (1935年1月20 日生)	1970年1月 1971年9月 1978年1月 1988年12月 1990年9月 1993年10月 1996年3月 2004年4月 2013年6月 2014年3月 (重要な新	カナダ カールトン大学客員 権教授 経済企画庁客員研究官 東京大学教養学部教授 米国ワシントン大学客員・研究教授 国際大学教授 国際大学グローバル・コミュニケーションセンター所長 (公財)ハイパーネットワーク 社会研究所理事長 多摩大学情報社会学研究所長 (現任) (公財)ハイパーネットワーク 社会研究所評議員会会長 当社社外取締役就任(現任)	300株

候補者	氏 名	略歴、	当社における地位及び担当	所有する当
番号	(生年月日)		(重要な兼職の状況)	社の株式数
5	川平 一人 (1974年11月9 日生)	1996年4月	㈱ゲームアーツ入社	
		2006年12月	㈱トイロジック入社 執行役員	
		2015年5月	当社入社 PMO室長	
		2016年7月	当社執行役員就任(現任)	_
		2017年1月	当社技術本部長就任(現任)	
		2018年3月	当社取締役就任(現任)	

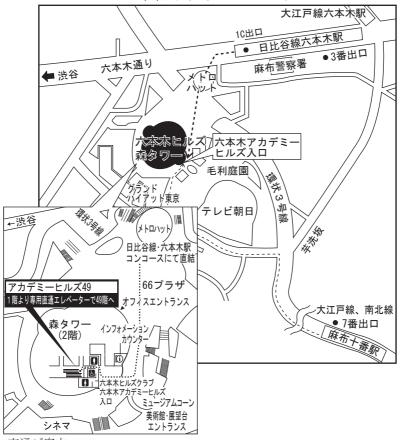
- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
 - 2. 公文俊平氏は、社外取締役候補者であります。
 - 3. 当社は、公文俊平氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定しており、同氏が原案どおり取締役に選任されたときは、引き続き同氏を独立役員とする予定であります。なお、公文俊平氏は、当社取締役である公文善之氏の叔父でありますが、会社法が定める社外取締役の要件を満たしていることはもとより、東京証券取引所が定める独立役員制度に関する独立性基準にも抵触しないこと、並びに当社社外取締役に就任するまで当社及び当社の子会社と一切の関係を有したことがないことから、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断しております。
 - 4. 公文俊平氏は、過去に会社経営に関与した経験はありませんが、情報社会学の開拓者として長年にわたる豊富な知識と幅広い見識を有されております。その専門的知識・見識を当社の経営に反映していただくために、社外取締役としての選任をお願いするものであり、また同様の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断しております。
 - 5. 公文俊平氏は、現在当社の社外取締役であり、その在任期間は、 本定時株主総会終結の時をもって5年となります。
 - 6. 当社は、公文俊平氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を、法令で定める最低責任限度額に限定する責任限定契約を締結しており、同氏が原案どおり取締役に選任されたときは、当該責任限定契約を継続する予定であります。

以上

メ モ

第10回定時株主総会会場ご案内図

会場 東京都港区六本木六丁目10番1号 六本木ヒルズ森タワー49階 六本木アカデミーヒルズ49 タワーホール



交通ご案内

<地下鉄>東京メトロ日比谷線六本木駅より1C出口 徒歩約10分 都営大江戸線六本木駅より3番出口 徒歩約10分 都営大江戸線麻布十番駅より7番出口 徒歩約18分 東京メトロ南北線麻布十番駅より7番出口 徒歩約18分

<バス>都営01系統バス/渋谷〜六本木ヒルズ「六本木ヒルズ」下車(森タワー1階)徒歩約5分

都営01系統バス/新橋〜渋谷「六本木六丁目」下車(六本木通り) 徒歩約10分

<u>六本木アカデミーヒルズ入口</u>からお入りください。

駐車場の準備はいたしておりませんので、ご了承のほどお願いいたします。